

## 太平洋クロマグロの資源管理の遵守・徹底について

### 1. 経緯

- (1) 我が国は中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）の国際合意に基づき、太平洋クロマグロ（以下「クロマグロ」という。）の 30 キログラム未満小型魚、30 キログラム以上大型魚にそれぞれ漁獲上限を設け、漁獲管理に取り組んでいる。
- (2) 第2管理期間(\*1)の漁獲状況は、特に小型魚の漁獲が、我が国南部や西部海域を中心に積み上がる状況。
- (3) このような中、昨年、長崎県や三重県で不適切な操業(\*2)が発覚したことから、水産庁は、沿海地区の全都道府県(39 都道府県)に対し、広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）に基づく承認制の周知徹底を行うとともに、漁獲モニタリング(\*3)による漁獲量の報告体制を調査し、平成 29 年 2 月 3 日に調査結果の中間整理を公表。今般、以下の通り、調査結果をとりまとめた。

\*1 沿岸漁業は平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで、大中型まき網漁業等は平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月まで。

\*2 長崎県では委員会指示(注)に基づく承認を得ていない漁船が操業し、三重県では県の自粛要請に従わず操業を継続したことが判明。

(注)：沿岸くろまぐろ漁業の操業は委員会指示により禁止されており、同漁業を営むためには委員会の承認を受けることが必要。

\*3 漁獲量については、漁業者は委員会指示に基づき委員会会長あてに漁獲実績報告書を提出するほか、各都道府県は、国のガイドラインにより、管下漁業者分の漁獲量を国に報告することとなっている。

### 2. 調査結果の概要等

- (1) 今回の調査により、延べ 12 県で、無承認操業や漁獲量の未報告等を確認(別添参照)。

・無承認操業	・漁獲量の未報告及び報告内容の誤り
<b>3県</b> (約 13.6トン)* ・長崎県、静岡県、和歌山県	<b>9県</b> (約 118.5トン)* ・長崎県、三重県、静岡県、岩手県、宮城県、千葉県、新潟県、和歌山県、鹿児島県

\* ( )内はそれぞれ該当する漁獲量。「約」は、漁業者等が証憑類を紛失し、確認がとれなかったものを含むため。

注:その他の都道府県は疑義事例なしとの報告。

- (2) 無承認操業や漁獲量の未報告等の事例の内容としては、

- ① 無承認操業は、漁業者、漁業協同組合（以下「漁協」という。）等における

広域漁業調整委員会の承認制の認識欠如、

- ② 漁獲量の未報告等は、県内外における普段使用していない港や市場への水揚げや出荷、漁業者による直接販売、混獲時の未把握、
- ③ 報告期限の誤認や漁協等が行う集計作業時のミス、  
が挙げられ、改善方向としては、
  - ① 漁業者や漁協等役職員への周知徹底、
  - ② 漁業者から漁協等への報告徹底、漁協等での報告ルールの再点検、
  - ③ 漁協等の実情を踏まえたマニュアル化やシステム化、二重チェックなどの改善を徹底などが考えられる(別紙参照)。

### 3. 水産庁の対応

- (1) クロマグロ資源の回復を図っていくためには、WCPFCの国際約束を踏まえた漁獲管理が不可欠。
- (2) このため、今回の調査結果を踏まえ、クロマグロの資源管理の遵守・徹底を図る観点から、以下の対応を行い、クロマグロの適正な資源管理と漁獲量の的確な把握を行う方針。
  - ① 発覚した無承認操業等への迅速な対応(委員会指示等の是正策の機動的な発動)
    - ・ 広域漁業調整委員会は、違反の是正を指示し、これが是正されない場合、農林水産大臣に対し「指示に従うべき」との命令発出を申請。命令に違反した場合は速やかに承認取り消し。
    - ・ 上記の手続きを広域漁業調整委員会の会長の判断で行い、後に委員会に報告するよう制度を改善。
  - ② クロマグロをTAC対象魚種に追加
    - ・ 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づく漁獲可能量(TAC)制度の導入(「くろまぐろ」を追加する政令指定は本年4月、規制の適用は平成30(2018)年1月を目途)。
  - ③ 地域内での自主的漁獲管理の促進
    - ・ これまで確認された未報告等の事例について、都道府県を通じ漁業者や漁協等の現場に確実に浸透させつつ、クロマグロの漁場形成が年々で変わること念頭に、水産庁と都道府県が協力し、随時、現場で確認。
    - ・ TAC及び配分量を適切に遵守するため、漁業者及び漁業関係団体による自主的な管理の取組み(例:操業時期や漁獲量の地域内調整)を促進。
  - ④ 正確な漁獲報告の速やかな把握と情報の伝達
    - ・ 都道府県を通じた漁業者や漁協等の理解と協力の下、TAC対象化

に向け、速やかかつ正確な漁獲数量把握と情報伝達のための報告・連絡体制を整備。特に、普段、水揚げをしていない港への水揚げ量が把握できるよう漁業者からの報告及び水揚げ港からの所属漁協等への報告体制を構築。

**⑤ 流通関係者との連携強化**

- ・ 産地卸売市場や消費地卸売市場等の流通関係者に対する説明会を通じて、クロマグロの漁獲管理のための取組みへの理解及び協力への働きかけを強化。

**⑥ 制度の周知徹底**

- ・ 説明会やホームページ等を活用し、都道府県や漁協等と連携し、クロマグロの管理に関する広域漁業調整委員会の承認制やTAC制度の周知・徹底を継続。

**別紙** 無承認操業や漁獲量の未報告等の事例の内容と改善方向

事例の内容	考えられる改善方向
<p><b>無承認操業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認制の認識欠如</li> <li>・承認申請中に操業</li> </ul>	<p><b>【県・漁協等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者及び漁協等役職員への周知徹底</li> </ul>
<p><b>漁獲量の未報告及び報告内容の誤り</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外における普段使用していない港への水揚げ(以下「他港水揚げ」という。)や普段出荷していない市場への出荷(以下「他市場出荷」という。)</li> <li>・漁業者による直接販売</li> <li>・混獲</li> </ul>	<p><b>【漁業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協等への報告を徹底</li> </ul> <p><b>【県・漁協等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者への周知徹底</li> <li>・漁協等における報告ルールの再点検(関係する他港及び他市場への協力依頼を含む)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告期限の誤認</li> <li>・漁協集計時のケアレスミスによる未報告</li> </ul>	<p><b>【漁協等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協等の実情を踏まえたマニュアル化やシステム化、二重チェック体制の構築等</li> </ul>

## 別添 調査結果の各県の概要

### 1. 無承認操業(委員会指示による承認関係)

無承認操業は、以下のとおり、長崎県、静岡県及び和歌山県で、該当者 23 名、漁獲量は約 13.6 トン。

#### (1)長崎県

- ① 無承認操業は、長崎県対馬海区で、該当者は 17 名、漁獲量は 12.2 トン。  
 なお、対馬海区以外では、無承認操業は確認されなかった。

漁協	該当人数	漁獲量	内容
上対馬町漁協など6漁協	17名	12.16トン	・イカやサバ等の魚類を目的とする操業の際にクロマグロを漁獲。 ・養殖用種苗の目的で漁獲など。

- ② 長崎県は、無承認者の漁獲や未報告等不適切な事例が発生したことを厳粛に受け止め、今後、同様の事案を繰り返すことの無いよう、該当漁協に対して「原因究明と再発防止策について、漁協理事会に諮り組織決定のうえ、漁協職員および関係漁業者まで周知徹底を図ること」を改めて文書で通知し、対応状況について長崎県への文書報告を求める。また、県による定期的な浜回りなどを通じて各漁協における再発防止策の徹底等の指導に努める。

#### (2)静岡県

漁協	該当人数	漁獲量	内容
南駿河湾漁協	4名	1.44トン	・承認申請中に、クロマグロを目的に操業

原因	対応状況	県の再発防止策
・漁業者の承認制の理解不足※ ・県及び漁協の周知徹底不足	・漁業者4名は、誓約書を委員会に提出し、承認証を自主返納予定	・県は、関係漁業者、漁協への承認制の周知を徹底 ・具体的には、重点的に説明が必要な対象者のリストアップ、全ての説明対象者に対し説明を受けた旨の証書提出を求める等を実施

※ 漁業者は、本年1月からの漁獲について承認申請中であり、当該申請を行ったことで、操業可能と勘違いした旨説明。

#### (3)和歌山県

地域	該当人数	漁獲量	内容
古座地区	2名	約 0.003 トン	・漁協の組合員ではない漁業者が、クロマグロ(養殖用種苗)の漁業を継続し、養殖業者に販売

※ 漁獲量の「約」は、1名の漁業者が販売記録を紛失したため

原因	対応状況	県の再発防止策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者の承認制の理解不足</li> <li>・漁協の組合員外の漁業者への周知不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者2名に対し、承認制について指導</li> <li>・当該漁業者はくろまぐろ漁業を廃業する意向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協の組合員以外の登録漁船所有者及び県内市町主務課と協力し承認制の周知を徹底</li> </ul>

## 2. 漁獲量の未報告及び報告内容の誤り

漁獲量の未報告及び報告内容の誤りは、以下のとおり、長崎県、三重県、静岡県、岩手県、宮城県、千葉県、新潟県、和歌山県及び鹿児島県で、該当漁獲量は約118.5トン。

### (1) 長崎県

① 該当漁協は19漁協で、未報告等の数量が45.4トン。

海区	漁協	未報告等の数量		内容
			うち無承認の数量	
対馬	同海区内11漁協	33.99トン	12.16トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無承認者の漁獲の未報告</li> <li>・他港水揚げ分の未報告</li> <li>・集計ミス など</li> </ul>
県北	同海区内3漁協	9.44トン	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中型まき網漁業者や定置網漁業者の漁獲の未報告</li> <li>・養殖用種苗分の未報告</li> </ul>
五島	同海区内4漁協	1.93トン	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他港水揚げ分の未報告</li> <li>・養殖用種苗分の未報告</li> </ul>
壱岐	同海区内1漁協	0.06トン	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他港水揚げ分の未報告</li> </ul>
合計		45.4トン	12.16トン	

② 県の対応は、1の無承認操業と同様の対応(1の(1)の②)。

### (2) 三重県

漁協	未報告等の数量	未報告等の内容
県内1漁協	53.3トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県操業自粛要請中にもかかわらず、クロマグロを目的として操業し、県外に水揚げした分の漁獲量が報告漏れ</li> </ul>

原因	県の再発防止策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者の資源管理措置の理解不足</li> <li>・漁業者・漁協の県外水揚げ分の把握不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する全漁協に対して文書周知及び説明会を開催し、漁業者の操業状況の把握、他県への水揚げ時の報告の徹底</li> <li>・漁業者に対しては、説明文書を配布し、説明</li> </ul>

### (3)静岡県

漁協等	未報告等の数量	未報告等の内容
県内4漁協、1市場	約 6.28トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接販売分や県内外の他市場出荷分の未報告</li> <li>・市場の集計ミス</li> </ul>

※ 未報告等の数量の「約」は、1名の漁業者が仕切書の一部を紛失したため。また、1の(2)の無承認操業の漁獲量(1.44トン)のうち、他市場出荷のため 0.05 トンが未報告となっており、この0.05トンが未報告等の数量(約 6.28トン)に含まれる。

原因	県の再発防止策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協の関わりが少ない他市場へのお荷分や漁業者による直接販売分及び市場の集計ミス分の把握不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係漁業者、漁協への漁獲量の報告体制の周知を徹底</li> <li>・具体的には、重点的に説明が必要な対象者のリストアップ、全ての説明対象者に対し説明を受けた旨の証書提出を求める等を実施</li> <li>・市場に対し、報告すべき魚種名の明確化及び周知徹底</li> </ul>

### (4)岩手県

漁協	未報告等の数量	未報告等の内容
県内2漁協	0.29トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家消費分の未報告</li> </ul>

原因	県の再発防止策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は報告システムによりクロマグロの漁獲量を把握しているが、システム上、他県魚市場出荷分や自家消費分は把握できないことによるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、県内沿海地区漁協に対し、他県魚市場出荷分や自家消費分の報告を別途求め、システムを補完する体制を構築</li> </ul>

### (5)宮城県

地域	未報告等の数量	未報告等の内容
県内3地域	7.13トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県漁獲集計システム上の「その他」の区分に含まれていた沿岸漁業分の報告漏れ</li> <li>・県漁獲集計システム上の集計漏れ</li> <li>・集計ミス</li> </ul>

原因	県の再発防止策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は県内魚市場から漁獲状況の報告を受け把握していたが、報告漁業種類に「その他漁業種」があったため、当該区分によるクロマグロの漁獲分が、具体的にどの漁業種類なのか不明の状況が生じた</li> <li>・市場データを県漁獲集計システムに取り込む際に、魚種名の変換漏れによる集計漏れが生じた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県漁獲集計システムの確認と、県内魚市場に対し、報告漁業種類の明確化を指導する</li> <li>・県漁獲集計システム上の報告及び変換漏れを防止するため、当面は市場データと県漁獲集計システムの数値を突合</li> </ul>

### (6)千葉県

漁協	未報告等の数量	未報告等の内容
県内2漁協	5.99トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他港水揚分の未報告</li> <li>・混獲分の未報告</li> <li>・集計ミス</li> </ul>

※ 未報告等の数量には集計ミスによる重複報告(-0.06トン)が含まれる。

原因	県の再発防止策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協の認識不足や誤認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協毎に、報告前の再確認の徹底、他港水揚げの詳細把握、県計画の取組徹底などを口頭指導</li> </ul>

### (7)新潟県

漁協	未報告等の数量	未報告等の内容
県内1漁協	0.049トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混獲分の未報告</li> </ul>

原因	県の再発防止策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協の集計作業時の見落とし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告前の再確認の徹底を指導</li> </ul>

### (8)和歌山県

漁協等	未報告等の数量	未報告等の内容
県内1漁協、1地区	約0.073トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外他港水揚分の未報告(養殖用種苗)</li> <li>・漁協組合員以外の漁業者の養殖用種苗分の未報告</li> </ul>

※ 未報告等の数量の「約」は、1名の漁業者(漁協組合員以外)が販売記録を紛失したため。ま



た、この未報告等の数量には、1の(3)の無承認操業の漁獲量(約 0.003トン)が含まれる。

※ また、平成 29 年2月3日の調査結果(中間整理)の公表時に2漁協としていたが、その後の調査で、漁獲量の報告がされていることを確認できたため、当該1漁協は除外した。

原因	県の再発防止策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者の資源管理措置の理解不足</li> <li>・漁協の組合員外の漁業者への周知不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者、漁協の組合員以外の登録漁船所有者、養殖業者、漁協などに対し、資源管理制度の周知を徹底</li> </ul>

### (9)鹿児島県

漁協	未報告等の数量	未報告等の内容
県内1漁協	0.01トン	・漁協が県への漁獲量報告を失念

原因	再発防止策
・漁協の集計作業後の県への報告を失念	・報告の徹底を指導